倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、倉吉市が補助金等として交付する倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金（以下「補助金」という。）について、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第１条第３項の規定に基づき、規則の他の規定にかかわらず、その交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　補助金は、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年３月22日付第201200000446号鳥取県商工労働部長通知）第３条の規定により指定された経済変動事象であって、別表第１欄に掲げるものを対象とした融資（以下「対象融資」という。）を受ける本店又は主たる事業所が市内に存する者（以下「借入事業者」という。）が金融機関と金銭消費貸借契約を締結し借り入れた資金（以下「借入金」という。）のうち、新規借入金（既存借入金の借換を目的とした借入を除く資金をいう。）に係る利子負担について支援を行うことにより、借入事業者の経営の維持、安定を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　市は、前条の目的を達成するため、借入事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金の額は、対象融資の実行があった日から起算して36箇月以内の期間の毎年１月１日から12月31日までの期間（この期間の最後の月において、休日等の影響により利子を支払うべき日がその翌月の日になる場合は、当該日を含む。以下「交付対象期間」という。）で借入金について生じる利子（以下「発生利子」という。）の額に相当する額とする。ただし、発生利子で交付対象期間中の金利の変動により増加した分及び債務の不履行等により生じた遅延利息等についてのものは、これを除く。

（交付申請の時期等）

第４条　補助金の交付申請は、対象融資実行後初めて迎える前条第２項に規定する期間の終了後に速やかに行わなければならない。

２　当該交付申請に用いる様式は、規則第５条の規定にかかわらず、様式第１号の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

３　前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

（１）　融資申込書の写し

（２）　資金の返済計画を示す書類の写し

（３）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定の時期等）

第５条　補助金の交付決定は、交付申請を受けた後、速やかに行うものとする。

２　補助金の交付決定通知は、様式第２号によるものとする。

３　第１項及び前条第１項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第６条の２各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

（承認を要しない変更）

第６条　規則第12条第１項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、対象融資の条件等に変更があった場合、その他補助金の額に変更を要する場合以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第３項の規定にかかわらず、様式第３号の申請書による。

２　前条第１項の規定は、規則第12条第１項の変更等の承認について準用する。

（検査員による検査）

第７条　規則第14条の規定による検査員による検査は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、借入事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

（実績報告等の時期）

第８条　規則第17条第１項の規定による報告は、対象融資の実行があった日から起算して36箇月が経過した日又は対象融資を完済した日のいずれか早い日が到来した後、速やかに倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金実績・進捗状況報告書兼支払請求書（様式第４号。以下「実績・進捗状況報告書兼支払請求書」という。）により行わなければならない。

２　規則第17条第３項の規定による報告は、年度（規則第17条第１項の報告書により報告されるべき補助事業等の実績に係る年度を除く。）が終了したとき、速やかに実績・進捗状況報告書兼支払請求書により行わなければならない。

（補助金の支払）

第９条　規則第20条第１項の規定による補助金の支払の請求は、第３条第２項に規定する期間の終了後速やかに行わなければならない。ただし、対象融資の実行があった日から起算して36箇月が経過した日又は対象融資を完済した日のいずれか早い日が到来した後、速やかに行うものとする。

２　補助金の支払の請求は、規則第20条本文の規定にかかわらず、実績・進捗状況報告書兼支払請求書による。

３　実績・進捗状況報告書兼支払請求書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

（１）　利子の払い込みが確認できる書類（金融機関発行のものに限る）

（２）　振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のわかる通帳又はキャッシュカードの写し

（交付額の確定の通知）

第10条　規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第５号によるものとする。

（その他）

第11条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和５年５月10日から施行し、同年１月１日以後に着手した補助事業に適用する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の３月31日限り、その効力を失う。

３　この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年８月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月31日から施行し、令和５年１月１日以降の対象融資に適用する。

附　則

この要綱は、令和７年10月８日から施行し、令和７年度米国関税の影響に伴う経済変動については令和７年９月12日以降の対象融資に適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１月５日から施行し、令和７年度米国関税の影響及び円安に伴う経済変動については令和８年１月１日以降の対象融資に適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年６月29日から施行する。

別表（第２条関係）

１　経済変動事象
・令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安に係る融資の内、令和５年度に融資実行後初めて交付申請を行うもの ・令和５年度エネルギー・物価高騰 ・令和６年度エネルギー・原材料価格の高騰 ・令和６年度円安に伴う経済変動 ・令和６年度為替相場の急激な変動 ・令和７年度為替相場の急激な変動 ・令和７年度米国関税の影響に伴う経済変動 ・令和７年度米国関税の影響及び円安に伴う経済変動 ・令和８年度燃油高騰及び円安に伴う経済変動 ・令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）

倉吉市長

申請者　住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先　担当者名

電話番号

メールアドレス

倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金等交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、倉吉市地域経済変動策資金利子補助金交付要綱第４条の規定により申請します。

記

１　補助事業等の名称　　倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金

２　指定経済変動事象　　〇〇〇〇

３　算定基準額（見込み）　　円

（２についての各年度の年割額）

（１）　令和〇年度　〇〇円

（２）　令和〇年度　〇〇円

（３）　令和〇年度　〇〇円

（４）　令和〇年度　〇〇円

４　交 付 申 請 額　　円

（３についての各年度の年割額）

（１）　令和〇年度　〇〇円

（２）　令和〇年度　〇〇円

（３）　令和〇年度　〇〇円

（４）　令和〇年度　〇〇円

５　添　付　書　類

（１）　融資申込書の写し

（２）　その他市長が必要と認める書類

（注）　この交付申請に関して、交付を判断するに当たり、当該業務以外の目的で使用しないことを条件とし、倉吉市が市税等の納税状況を確認することについて同意します。

様式第２号（第５条関係）その１

番　　号
年　月　日

様

倉吉市長

倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

補助金の対象事業の内容は、鳥取県地域経済変動対策資金において指定された「〇〇〇〇」に関する融資に係る利子補助とする。

２　交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

（１）　算定基準額　　円

（２）　交付決定額　　円

（３）　（１）及び（２）についての各年度の年割額は、次のとおりとする。

年度	算定基準額	交付決定額
令和〇年度		
令和〇年度		
令和〇年度		
令和〇年度		

（注）　交付対象期間中に金利が変動した場合でも、上記の交付決定額を上限とする。

３　　補助規程の遵守

補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱（令和５年５月10日付倉し定第73号倉吉市経済観光部長決裁。）の規定に従わなければならない。

様式第２号（第５条関係）その２

番　　号
年　月　日

様

倉吉市長

倉吉市令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策資金利子補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策資金利子補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

補助金の対象事業の内容は、鳥取県地域経済変動対策資金において指定された「令和４年度燃油及び原材料価格の高騰・円安」に関する融資に係る利子補助とする。

２　交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

（１）　算定基準額　　円

（２）　交付決定額　　円

（３）　（１）及び（２）についての各年度の年割額は、次のとおりとする。

年度	算定基準額	交付決定額
令和〇年度		
令和〇年度		
令和〇年度		
令和〇年度		

（注）　交付対象期間中に金利が変動した場合でも、上記の交付決定額を上限とする。

３　　補助規程の遵守

補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び倉吉市令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策資金利子補助金交付要綱（令和４年６月14日付倉商観第222号倉吉市生活産業部長決裁。）の規定に従わなければならない。

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）

倉吉市長

申請者　住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先　担当者名

電話番号

メールアドレス

倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金

補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付倉　　第　　号で交付決定のあった倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、倉吉市補助金等交付規則第12条第３項の規定により申請します。

記

１　補助金の名称　　倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金

２　交付決定額　　円

交付決定額に基づく年度ごとの交付予定額

（１）　令和〇年度　〇〇円

（２）　令和〇年度　〇〇円

（３）　令和〇年度　〇〇円

（４）　令和〇年度　〇〇円

３　変更（中止・廃止）後の額　　円

変更（中止・廃止）後の額についての年度ごとの額

（１）　令和〇年度　〇〇円

（２）　令和〇年度　〇〇円

（３）　令和〇年度　〇〇円

（４）　令和〇年度　〇〇円

４　差引　　円

差引に係る年度ごとの額

（１）　令和〇年度　〇〇円

（２）　令和〇年度　〇〇円

（３）　令和〇年度　〇〇円

（４）　令和〇年度　〇〇円

５　変更（中止・廃止）の時期　　年　　月　　日

６　変更（中止・廃止）の理由　　〇〇のため。

７　添付書類

（１）　変更の内容がわかる金融機関等が発行する書類

様式第４号（第８条、第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）

倉吉市長

申請者　住所

氏名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先　担当者名

電話番号

メールアドレス

倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金

実績・進捗状況報告書兼支払請求書

年　　月　　日付倉　　第　　号で交付決定のあった倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金について、倉吉市補助金等交付規則第17条第１項又は第３項の規定により次のとおり報告し、及び同規則第20条の規定により、次のとおりその支払を請求します。

記

１　補 助 金 の 名 称　　倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金

２　算定基準額及び交付決定額

年度区分別	算定基準額	交付決定額
全体（令和〇年度～令和〇年度）（ア＝イ＋ウ＋エ）		
前年度まで（令和〇年度～令和〇年度）（イ）		
当該年度（令和〇年度）（ウ）		
翌年度以降（令和〇年度～令和〇年度）（エ）		

３　支　払　請　求　額　　円（令和〇年度分）

４　精算払、概算払の別　　概算払

５　添　　付　　書　　類

（１）　利子の払い込みが確認できる書類（金融機関発行のものに限る）

（２）　振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人のわかる通帳又はキャッシュカードの写し

補助金の振込先

金融機関・支店名	1.銀行　2.信金 3.信組　4.信連 5.農協　6.漁連 7.信漁連	本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

様式第５号（第10条関係）その１

番　　号
年　月　日

様

倉吉市長

倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金交付額確定通知書

年　月　日付倉　第　号で交付決定のあった倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第１項の規定に基づき、通知します。

記

１　補助金の名称　　倉吉市地域経済変動対策資金利子補助金

２　確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

（１）　確定交付額　　金　　円
（２）　算定基準額　　金　　円
（３）　交付決定額　　金　　円

３　補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第２項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第２項、第23条第１項及び同条第４項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

様式第５号（第10条関係）その２

番　　号
年　月　日

様

倉吉市長

倉吉市令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策資金利子補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付倉　　第　　号で交付決定のあった倉吉市令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策資金利子補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第１項の規定に基づき、通知します。

記

１　補助金の名称　　倉吉市令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安対策資金利子補助金

２　確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

（１）　確定交付額　　金　　円
（２）　算定基準額　　金　　円
（３）　交付決定額　　金　　円

３　補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第２項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第２項、第23条第１項及び同条第４項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。